

[事案 27-278] 損害賠償請求

・平成 28 年 7 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料をクレジットカード払いによって支払っていたが、クレジット会社の発行する取引明細書に何月分の保険料が表示されないことに対し、保険会社に改善を申し入れたにもかかわらず、不誠実な対応で精神的苦痛を被ったとして損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 8 月に契約した疾病入院保険について、保険料をクレジットカード払いによって支払っていたが、クレジット会社の発行する取引明細書に何月分の保険料が表示されないため、保険会社に改善を申し入れたが、不誠実な対応で精神的苦痛を被ったので、損害賠償を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人への対応の中で、クレジット会社の取引明細書の表示が契約の権利関係と関連しないにもかかわらず、申立人に誤解を与えるような説明があった時点まで遡って保険料の返還に応じたが、これは合意にもとづくものであり、当社には損害賠償の支払いに応じる法的責任はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は、事情聴取を希望しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の対応には何らかの注意義務違反は認められず、違法性もなく、不法行為責任は成立しないと判断されること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。